



ご存知ですか「行政相談週間」

10月17日（月）から23日（日）は「行政相談週間」です。

この週間では、行政相談制度を広く周知し、皆さまにこの制度を利用していただくため、関係行事を全国的に実施しています。

本村でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が行政相談所を開設して、皆さまからの相談をお待ちしています。

行政相談委員は相談を受け付け、専門機関への橋渡し役を担っています。「分からない」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないかなど」の相談や要望がありましたら、お気軽にお問合せください。

日 時 10月17日（月） 午後1時～3時

場 所 東秩父村役場1階中会議室

相談内容 登記、雇用、年金、相続、税金、道路、行政一般など

※広報「東ちちぶ」では、14ページに相談窓口や実施予定などのお知らせを掲載しています。また、行政相談委員は自宅でも相談を受け付けています。本村の行政相談委員は高野守生氏（☎82-0885）です。

このほか、総務省関東管区行政評価局でも相談を受付けています。

「行政苦情110番」 ☎0570-090110

問合せ 総務課 ☎82-1221

こども医療費について

現在、18歳年度末までは、比企管内の契約医療機関等では医療費の窓口払いが不要になっています。範囲が、10月1日から埼玉県内に所在する保険医療機関（医科、歯科）および保険薬局等まで拡大します。ただし、対応していない医療機関につきましては、従来通り窓口払いとなりますので、あらかじめご了承ください。

問合せ 住民福祉課 こども医療費担当 ☎82-1226

こどもへのインフルエンザ予防接種を補助します

村では、11月（10月に接種したものを含む。）から、令和4年10月1日時点において生後6か月以上のお子様で、令和5年4月1日までに満18歳に達する方までを対象としたインフルエンザ予防接種の補助を行います。こどものインフルエンザ感染予防と、保護者の経済的負担軽減を目的としています。1回の接種につき、3,000円を、同一年度内に2回まで補助します。

（ただし、1回あたりの接種金額が3,000円未満の場合はその額とします。）

接種後、村の補助金交付申請書に必要事項を記入し、領収書（インフルエンザ予防接種の名称・接種日・接種者名が必ず記載された領収書）を添付して、住民福祉課または保健センターに提出してください。対象者には申請書等を郵送いたします。

問合せ 住民福祉課 ☎82-1226

草刈り機の注意点

- ▼ヘルメット、保護メガネなど、保護具を必ず装着し、事前に機器の点検を行ってから作業する
- ▼作業をする場所に、小石や枝、硬い異物などがいないか確認し、除去を行ってから作業を開始する
- ▼障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）に注意する
- ▼刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行う

特に道路付近での作業は、飛散した異物が作業者自身や周囲の歩行者などに当たってけがをさせたり、物に当たって破損させたりすることがありますので、取り扱いには十分注意しましょう！